

久留米大学 研究データ管理・利活用ポリシー（解説）

令和7年5月23日

総合企画部 産学官連携推進室

本解説は、久留米大学研究データ管理・利活用ポリシー（以下「本ポリシー」という）の本文の補足的解説として、本ポリシー本文の意味、背景や根拠、具体例、留意事項等を記載したものである。

（目的）

- 1 久留米大学（以下「本学」という。）は、建学の精神「国手の矜持（ほこり）は常に仁なり」のもと、「真理と正義を探究し、人間愛と人間尊重を希求して、高い理想をもった人間性豊かな実践的人材の育成を目指すとともに、地域文化に光を与え、その輝きを世界に伝え、人類の平和に貢献することを使命とする」ことを基本理念として掲げている。
そのため、本学の教育研究活動の過程で創出された知的財産、成果及び研究データ等を適切に管理・保存・蓄積し、また、可能な限り研究データをオープンにし利活用の促進と、学術研究の推進・向上を図ることにより、社会の発展に寄与する。
以上の理念のもと、それぞれの研究分野における法的及び倫理的規範に従い、本学における研究データの管理・保存・公開ならびに利活用について以下のとおり本ポリシーを策定する。

本ポリシーは、本学の基本理念のもとに策定されるものである。本学の基本理念は、建学の精神のもと、「真理と正義を探究し、人間愛と人間尊重を希求して、高い理想をもった人間性豊かな実践的人材の育成を目指すとともに、地域文化に光を与え、その輝きを世界に伝え、人類の平和に貢献することを使命とする」と謳われている。

基本理念にある「地域文化に光を与え、その輝きを世界に伝え」るため、研究活動をさらに促進し、その成果によって社会の発展に寄与するためには、研究データの利活用を促進し、そのデータを確実に管理・保存する必要があるとともに適切に公開することが不可欠となる。

そのため、本ポリシーはこれらの趣旨を十分踏まえて、研究データの管理及び利活用のポリシーを策定したものである。

(研究データの定義)

- 2 本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学の研究活動を通じて研究者によって収集または生成されたデータを指し、デジタル・非デジタルを問わない。

2-1. 適用範囲の詳細

- (1) 教育及び医療に関するデータであっても、研究を目的とする活動過程あるいは結果として収集・生成および解析または加工されるデータは、研究データとして本ポリシーの対象とする。
- (2) 研究成果発表等のもととなり、研究の再現性を担保される実験ノート等の資料に記載された内容や、数値データ、画像、試料および装置等に関する情報を研究データとする他、研究成果発表等に直接使用されていないデータについてもその対象とする。
- (3) 上記のデータについては、デジタルか否かは問わず、数値、画像、テキスト等のあらゆる形態を含め、その対象とする。

2-2. 研究データの例示

- (1) 研究素材として収集又は生成・観測・測定された一次データ（試験データ、調査データ、観測データ、シミュレーションデータ等）。
- (2) 一次データ等を加工あるいは情報追加して生成されたデータや、一次データ等を分析してできたデータ等（加工データ、解析データ等）。
- (3) 上記データの収集や生成の段階で作成された記録（実験ノート、フィールドノート、質問票、メディアコンテンツ、プログラム、実験手技等の記録等）。
- (4) 研究成果（論文や講演資料等）に記載された情報の根拠データ。
- (5) 研究に用いられた有体物等（試料・標本・史資料等）。

(研究者の定義)

- 3 本ポリシーが対象とする研究者は、研究に従事する本学の構成員とする。

3-1. 適用範囲の詳細

- (1) 本学の教職員のみならず、学部および大学院で研究指導を受ける学生及び研究生であっても「研究者」に準じるものとする。
- (2) 本学が定める各規程に基づき、本学に受け入れた学生及び研究生等も含む。

(研究データの管理等)

4 研究データを収集または生成した研究者は、メタデータを含む研究データを適切に管理を行う権限を有するとともに、研究データの価値を守るため、関係する法令、契約、倫理規範等に従って適切に管理する責務を有する。本学は、研究データ管理のための支援環境を整備する。

4-1. 研究データの分類

研究データ	保存対象データ	デジタル形態の研究データ	管理対象データ (メタデータの付与：必須)	公開
				共有
		管理対象外データ	非共有・非公開	
	保存対象外データ	非デジタル形態の研究データ		

「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」を踏まえ、本ポリシーにおける「研究データ」の区分は、上記の表になる。

本学における保存対象データとは、論文等研究成果に関する研究データ（研究結果、各種測定データ、実験手技等の記録等）をいう。なお、保存対象データの中で、文部科学省「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議※1）を踏まえ、公的資金による研究開発の過程で生み出され、デジタル形態で管理可能な研究データのうち、大学や資金配分機関の基準等に基づいて、管理・利活用の対象として、研究者自身はその範囲と定めるものを「管理対象データ」とする。さらに、「管理対象データ」は、データを説明するための情報であるメタデータを付与して管理する。加えて、「管理対象データ」は、「公開」、「共有」または「非共有・非公開」の可否を定め、利活用が図られる。（後述：「研究データの公開」参照）。

公 開 : 一般に任意の者に利活用可能な状態で供する研究データ

共 有 : 共同研究など、アクセス権を付与された限定された者に利活用可能な状態で供する研究データ

非共有・非公開 : 公開も共有もしない研究データ

4-2. 研究者の役割

本学における研究データの管理・保存及び保管については、研究者自身が行うとともに、法令及び学内外の規程等を遵守しなければならない。また、管理対象データを定め、研究者は研究活動及び公開する研究データには「正確性・完全性・追跡可能性等」を担保するため、研究データを適切に管理する責務があり、公開可能と判断したデータについては可能な限り公開をすることで利活用を促進する。加えて、第三者による検証可能性を担保するため、研究データ（実験・観察記録ノート、実験データ及びその他の研究資料等）を適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

なお、研究者は、異動または退職する場合に、その管理する研究データの取り扱いをあらかじめ決めなければならない（4-6. 研究者の異動時の扱い、研究データの移管・管理参照）。

4-3. 大学の役割

本学は、研究者が適切な研究データ管理及び公開を可能となるよう、以下の支援を行う。

- (1) 研究データを公開、利活用することのできる機関リポジトリ等のプラットフォームの提供。
- (2) 研究データの管理、公開、利活用の手法に関する相談等対応。
- (3) 研究データの管理、公開、利活用の推進のための啓発活動。
- (4) 研究データの知的財産としての保護の要否に係る判断や、保護される研究データの管理要件等に関する助言や情報提供。

4-4. 研究データ管理の内容

本ポリシーにおける「研究データ管理」とは、以下の活動を指す。

- (1) 研究データ管理計画（Data Management Plan 以下、「DMP」という。）の策定及びその計画に沿った管理、研究計画変更に伴う DMP の修正。
- (2) 研究中の研究データの適切な保管・利用。
- (3) 研究終了時の研究データの保存・廃棄の選別、保存期間の設定・延長、及び保存・廃棄の適切な実施。
- (4) その他研究データ管理に必要な事項。

4-5. 保存期間・場所

- (1) 保存期間は研究者が任意に定めることができるが、論文等の研究成果発表のもととなった「研究データ」等については、「久留米大学研究不正行為の防止等及び対応に関する規程（第7条 第5項）」に定めた当該論文等の発表後10年間を（実験試料や標本については5年間）下回って定めてはならない。
- (2) それぞれの研究分野の特質を踏まえ、適切な方法・場所に研究データを保存する。
- (3) 「保存する研究データ」については、定めた保存期間は適切に保存し、保存期間終了後には適切な処理を行う。
- (4) 非デジタルの研究データに関しても、デジタル化して同様に保存することを推奨する。

4-6. 研究者の異動時の扱い、研究データの移管・管理

- (1) 研究者の異動により研究データの所在が不明になることのないよう、DMPを適切に作成・修正し、DMPに従った管理を行う必要がある。
- (2) 研究者の異動後も本学が研究データの最終的な管理責任を果たせるよう、デジタルの研究データに関しては、本学が提供する情報基盤上で保存することを推奨する。
- (3) 研究者の異動に伴う研究データの移管・管理及び外部の研究者が本学の設備等を利用して収集・生成した研究データの管理は研究責任者が行う。

4-7. 留意事項

研究データの管理及び公開にあたっては、関連法令、国や国際機関等が定める研究倫理指針、各研究分野における倫理規範、各種契約、本学が定める規則等、その他これに準ずる定めを遵守しなければならない。

(研究データの公開)

- 5 本学と研究者は、社会の発展と実践的人材の育成のため、可能な限り研究データを社会に公開し、その利活用を促進する。

5-1. 「公開」の説明

本ポリシーにおける「公開」とは、保存する研究データを、インターネット上で無料でアクセス・利用できる状態にすることであり、利用者を限定しない「公開（Open Access）」と、条件を満たした利用者限定する「共有（Restricted Access）」とを含む概念とする。「公開」しない場合は、「非公開（Closed Access）」となる。

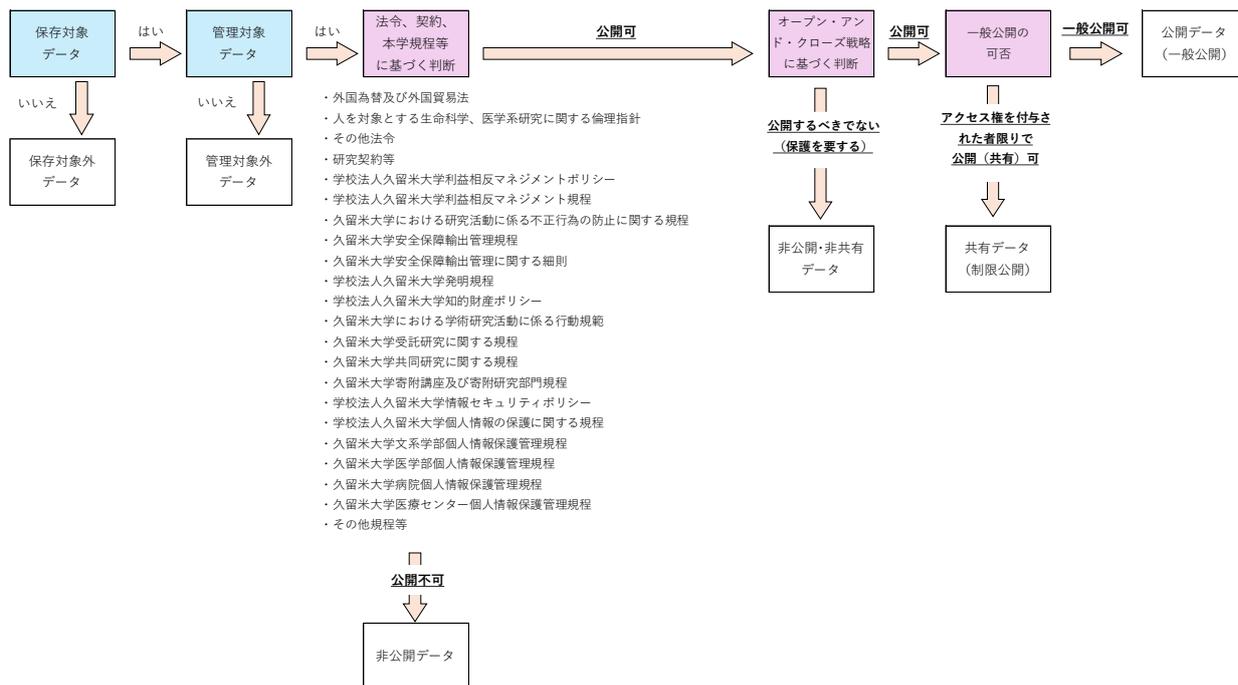
5-2. 研究者の役割・大学の役割

- (1) 研究者は、公開の可否及び公開方法を決定する。
- (2) 公開に関しては「FAIR 原則^{※2}」を踏まえ、ライセンス、メタデータの付与、公開場所等を研究者と本学が協力して決定し、公開する。
- (3) 本学は、研究データの公開のためのリポジトリを提供する。本学は可能な限り公開基盤の整備に努める。
- (4) 非デジタル形式の研究データは、公開のために可能な限りデジタル化することを推奨する。

5-3. 公開可否の判断・決定

- (1) 研究者は、研究データの公開にあたり、関連法令、契約、本学が定める規程等、各研究分野において要求される倫理規範等を遵守し、保護すべきデータ・非公開とすべきデータの区別を適切に行わなければならない。
- (2) 法的・倫理的観点から公開されるべきと判断されるデータであっても、研究成果の社会実装やさらなる研究推進のために、知的財産として法的な保護が必要な研究データも存在する。研究者は、オープン・アンド・クローズ戦略^{※3}に基づき、戦略的に公開の可否を判断することが求められる。

5-4. 研究データ公開のための確認フロー図



5-5. 公開方法の決定・利用条件の付与

研究データを公開するかどうかの判断は研究者自身が行う。公開の際は、本学においてさらに優れた研究成果を創出することを可能とするために、研究分野の特性や研究データの性質等を考慮し、適切な公開の時期及び最適な公開方法、利用条件を決定する必要がある。具体的には、以下のような事項について検討し、決定する。

- (1) 適切な公開時期：契約等に基づくエンバーゴ期間、あるいは戦略的なエンバーゴ期間の設定等。
- (2) 公開の範囲：関係者との共有/制限公開（例：学内のみ、申請者のみ）/一般公開。
- (3) 利用に関する条件・手続き：二次利用の可否・商用利用や加工の可否等に係るライセンス表記。申請・許諾を必要とする場合の手続き方法。
- (4) 公開先：公開するリポジトリ等の選択。
- (5) その他の条件（利用許諾契約の要否、研究データを利用して創出された研究成果の扱い等）。

本学は、研究者の意向を尊重しつつ、研究データの価値の向上とさらなる研究発展の観点から、具体的な公開の条件や方法等に関して研究者に適切な情報提供、助言等を行う。

5-6. 留意事項

5-6-1. 全般的な留意事項

- (1) 研究データの管理及び公開にあたっては、関連法令、国や国際的機関等が定める研究倫理指針、各研究分野における倫理規範、研究契約、本学が定める規程等、その他これに準ずる定めを遵守すること。
- (2) 個人情報を含む研究データを取り扱う場合は、関連する本学規程等に従い、個人情報保護に十分に留意すること。
- (3) 同一の研究データを複数の研究者が利用する場合は、必要に応じ、その研究データの管理に係る権限と責務を有する管理責任者を1名定めることが望ましい。
- (4) 他機関で収集・作成された研究データの利用に際しては、当該機関のポリシー等に従って適切に利用すること。必要があれば契約を締結し、当該のデータ及びその二次的産物の研究データの帰属等に関して問題が発生しないように留意すること。
- (5) 外部と連携して研究を実施する場合には、契約等により必要に応じて研究データの管理に関する取り決めを行い、適切に管理することが求められる。当該研究において新たに生成されたデータだけでなく、参加機関等から持ち寄ったデータについても同様である。

5-6-2. 人を対象とする研究等における留意事項

人を対象とする研究においては、データの取扱いに特段の配慮が必要であり、データの収集・利用・共有・再利用・廃棄の取扱いは、被験者や対象者の同意の範囲でのみ許容されるべきものである。しかし実情は、研究後の利活用にまで言及して同意を得るような対応は概してなされておらず、また研究者間で私的にデータを流用するような実態も見受けられる。今後、研究データの適切な利活用を進めるために、以下のような点に留意する必要がある。

- 1 データ取得に関して被験者・対象者に説明を行う際、取得したデータの共有や再利用の方法に関しても十分な説明を行い、必要な同意を得ること。
- 2 同意内容の範囲を超えて、データの共有や再利用をしないこと。
- 3 研究者の異動等により研究データの保存体制に変更が生じる場合は、DMP を適切に修正し、かつ、被験者等の同意内容を確認・遵守すること。

5-6-3. 各種研究契約等の締結時における留意事項

- 1 研究者は、各種研究契約の締結にあたっては、本学における将来的な研究データの利活用や、さらなる研究発展を妨げることをしないよう、本ポリシーの趣旨に即して取り扱いを定める必要がある。特に、研究データの権利帰属や管理方法、研究終了後の取り扱い、二次利用の条件と二次的産物の帰属、秘密情報の取り扱いと秘密保持期間等に関して、十分に検討を行うこと。
- 2 本学は、上記の検討に必要な情報や助言等を提供するなど、研究者を適切に支援することが求められる。他方、研究者も必要な支援を仰ぐよう努めることが重要である。

5-6-4. 知的財産に関する留意事項

- 1 本学の知的財産を適切に保護するため、研究者は、収集・生成した研究データについて、関連する本学規程等に従い、知的財産として保護すべきか否かを、データの内容や取り扱い方に即して検討し、保護すべきと判断したものについては、関連マニュアル等に従い適切に管理すること。
- 2 特に、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）による規制対象となる可能性のある研究データについては、関連する本学規程及び法令等に照らして、輸出管理の対象とするべきか否かを適切に判断すること。また、提供に際しては、その可否を慎重に検討し、必要に応じて、学内の安全保障管理手続きを経ること。
- 3 本学は、上記の検討に必要な情報や助言等を提供するなど、研究者を適切に支援することが求められる。他方、研究者も必要な支援を仰ぐよう努めることが重要である。

(ポリシーの見直し)

- 6 本ポリシーは、社会及び学術状況の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

本ポリシーは適宜見直しを行うものとする。

[出典 及び 用語説明]

※1 統合イノベーション戦略推進会議「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方について」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>

※2 FAIR 原則：オープンデータを適切に公開・共有するための原則の1つであり、Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる）の略である。2014年、国際イニシアティブ FORCE11（本拠地：米国。デジタル時代の研究コミュニケーションを検討する国際的な会議体）が提唱。

<https://biosciencedbc.jp/about-us/report/fair-data-principle/>

※3 研究データにおけるオープン・アンド・クローズ戦略：研究データの特性から、公開するものと非公開にするものとに分けて進める戦略のこと「第6期 科学技術・イノベーション基本計画」等の中で謳われている。

[関係法令・学内規程等]

- ・外国為替及び外国貿易法
- ・人を対象とする生命科学、医学系研究に関する倫理指針
- ・その他法令
- ・研究契約等
- ・学校法人久留米大学利益相反マネジメントポリシー
- ・学校法人久留米大学利益相反マネジメント規程
- ・久留米大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程
- ・久留米大学安全保障輸出管理規程
- ・久留米大学安全保障輸出管理に関する細則
- ・久留米大学発明規程
- ・学校法人久留米大学知的財産ポリシー
- ・久留米大学における学術研究活動に係る行動規範
- ・久留米大学受託研究に関する規程
- ・久留米大学共同研究に関する規程
- ・久留米大学寄附講座及び寄附研究部門規程
- ・学校法人久留米大学情報セキュリティポリシー
- ・学校法人久留米大学個人情報の保護に関する規程
- ・久留米大学文系学部個人情報保護管理規程
- ・久留米大学医学部個人情報保護管理規程
- ・久留米大学病院個人情報保護管理規程
- ・久留米大学医療センター個人情報保護管理規程
- ・その他規程等

[参考]

「独立行政法人日本学術振興会の事業における研究データの取扱いに関する基本方針（令和5年10月23日理事長裁定）」

https://www.jsps.go.jp/file/storage/open_science/basic_policy.pdf

「独立行政法人日本学術振興会の事業における研究データの管理・利活用に関するガイドライン」 ※近日公開予定

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年3月23日（令和4年3月10日一部改正）文部科学省・厚生労働省・経済産業省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000769923.pdf>

研究データの管理・利活用に関する取組について（令和3年12月15日 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/data_rikatsuyou/dai11/siryou3.pdf